

令和元年度 浦添市障害者優先調達推進方針

平成25年12月2日	市長決裁
平成26年5月27日	市長決裁
平成27年5月22日	市長決裁
平成28年5月30日	市長決裁
平成29年6月26日	市長決裁
平成30年6月29日	市長決裁
令和元年8月21日	市長決裁

第1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

第2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。

第3 適用範囲

本方針の適用範囲は、浦添市が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

第4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、浦添市内に事業所を有する次の施設等とする。ただし、市長が特別に必要なと認める場合は、本方針の対象施設等とすることができる。

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行う事業所のうち次のサービス事業所とする。

- ア 就労継続支援を行うサービス事業所
- イ 就労移行支援を行うサービス事業所
- ウ 生活介護を行うサービス事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援のうちいずれかの障害福祉サービス事業を行う施設）

(2) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター

第5 調達する物品等の種類

障害者就労施設等と調整し、調達する物品等を決定する。

第6 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉健康部障がい福祉課（以下「担当課」という。）とする。

第7 調達の推進方法

- (1) 担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、当該年度において調達する物品等についての目標を設定する。
- (2) 障害者就労支援施設等からの物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、可能な範囲において随意契約を執行するなど、円滑な調達の推進に努める。
- (3) 障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに浦添市関係各部局へ情報提供するものとする。

第8 共同窓口の活用

物品等の共同受注、共同発注調整にあたっては、一般財団法人沖縄県セルフセンターを活用するとともに、浦添市内に事業所を有する施設等との共同窓口をはかるものとする。

第9 調達方針及び調達実績の公表

担当課は、本方針及び年度毎の調達実績を浦添市ホームページ等により公表する。

第10 調達の目標

令和元年度に本市が調達すべき優先調達の目標については、以下のとおりとする。

調達目標金額 1, 200万円

第11 その他

物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の改定を行うものとする。